

CHINA

アジアビジネス法ガイド
中国編
2025年版

アジアビジネス法ガイド **2025年版**
中国編



www.noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU

長島・大野・常松 法律事務所

CONTENTS

I	中国の基本情報	8
III	中国への進出	10
	1 進出の態様	10
	2 投資分野の制限及び審査認可・届出	11
	(1) 市場参入ネガティブリスト	11
	(2) 外商投資ネガティブリスト	11
	(3) 国家安全審査	12
III	会社の設立・運営等	13
	1 基本的な設立手続	13
	(1) 会社名称	13
	(2) 投資プロジェクトの審査確認	14
	(3) 定款の制定及び合弁契約の締結	14
	(4) 会社設立の登記	14
	(5) 外商投資情報申告	15
	(6) その他の諸手続	15
	2 登録資本と出資方法	15
	3 配当	16
	4 会社の組織機構	16
	5 董事、監事及び高級管理職の法的責任	18
	(1) 概要	18
	(2) D&O保険	19
IV	固定資産の保有	20
	1 払下げと割当て	20

2 土地所有権の譲受け	21
3 既存の建物の賃借	21
4 土地所有権の現物出資	22
5 不動産登記	22

V	知的財産権	24
	1 知的財産権の種類	24
	2 特許権、実用新案権及び意匠権（専利権）	24
	(1) 概要	24
	(2) 専利権の登録	25
	(3) 専利権の存続期間及び専利権期限補償制度	25
	(4) 職務発明創造	26
	(5) 専利権侵害紛争行政裁決制度	26
	3 商標権	26
	(1) 概要	26
	(2) 商標の登録	27
	(3) 登録商標の存続期間	27
	4 著作権	27
	(1) 概要	27
	(2) 著作権の登録	28
	(3) 著作権の存続期間	28
	5 混同行為、商業秘密侵害行為	29
	(1) 混同行為	29
	(2) 商業秘密侵害行為	29
	6 技術輸出入	30
	(1) 概要	30
	(2) 技術の分類及び管理	30
	(3) 強行規定	31
VI	ファイナンス	32
	1 増資	32

2 借入れ	32
(1) 外債	32
(2) 国内の借入れ	33

VII M & A・事業再編 45

1 持分譲渡	35
2 資産譲渡	36
3 合併	36
4 会社分割	37
5 増資・減資	37
6 企業結合法制（事業者集中）	38
(1) 申告基準	39
(2) 企業結合の形態	39
(3) 審査期間	40
(4) 審査結果	40
(5) 申告違反	41
7 安全審査	41
8 中国企業による対外投資	42

VIII 契約・担保 44

1 契約の締結	44
2 契約の発効	45
3 契約の変更	45
(1) 債権の譲渡	45
(2) 不可抗力と事情変更の原則	46
4 契約の違反	46
5 時効	46
6 第三者の保証	47
7 担保物権	47
(1) 概要	47
(2) 動産及び権利担保統一登記	48

IX 人事・労務 51

1 労働契約及び期間	51
2 労働時間及び休暇	51
3 賃金	52
4 福利厚生	53
(1) 社会保険と住宅積立金	53
(2) エクイティインセンティブ	53
5 労働契約の解除	54
(1) 使用者による無催告解除	54
(2) 使用者による催告解除	55
(3) 使用者による整理解雇	55
(4) 労働者による無催告解除	55
(5) 労働者による催告解除	56
6 雇用の終了に伴う労働者への経済補償金の支払義務	56
7 労働組合	57
8 労働仲裁	57
9 セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント	57
10 定年退職	58

X 紛争解決 59

1 中国の裁判所	59
(1) 中国の裁判所の組織と構成	59
(2) 裁判所におけるIT技術の活用	59
(3) 中国の裁判所による外国送達	60
(4) 2024年1月1日施行の民事訴訟法改正	61
2 中国国外の裁判所	62
3 中国国内での仲裁	62
4 中国国外での仲裁	63
5 契約における準拠法の選択	64

XI	為替管理	65
	1 外貨管理制度の概観	65
	2 外債登記管理制度	66
	3 クロスボーダー担保	66
XII	コンプライアンス	67
	1 商業賄賂	67
	(1) 商業賄賂の定義	67
	(2) 法的責任	68
	(3) 商業賄賂防止のための態勢作り	68
	2 独占禁止法	69
	(1) 独占禁止法の改正	69
	(2) 各種ガイドラインの制定	70
	3 ネットワーク安全、個人情報保護及びデータセキュリティ	71
	(1) 概説	71
	(2) ネットワーク安全法	71
	(3) データ安全法	71
	(4) 個人情報保護法	72
	(5) 重要データ、個人情報の域外移転	73
	(6) ネットワーク安全審査	76
	4 輸出管理規制、外国制裁に対する対抗措置等	76
	(1) 輸出管理法	77
	(2) 信頼できないエンティティリスト規定	79
	(3) 外国の法律及び措置の不当な域外適用を遮断することに 関する弁法	80
	(4) 反外国制裁法	81
	5 反スパイ法	82
	(1) 適用対象	82
	(2) 法的責任	83
	6 環境法	83
	(1) 近年の法制定及び改正	84

(2) 工場に対する環境規制	85
(3) 環境汚染に対する取締りの強化	85
(4) 騒音汚染防止法	85
(5) 生態環境損害賠償管理規定及び生態環境行政処罰弁法	86

XIII	倒産	87
	1 倒産手続	87
	2 破産	88
	(1) 申立権者	88
	(2) 破産管財人	88
	(3) 債権届出及び分配	88
	3 企業更生（重整）	89
	4 和議（和解）	90
	5 外国倒産手続への承認援助	90

XIV	撤退	91
	1 総論	91
	2 持分譲渡による撤退	91
	3 減資による撤退	92
	4 解散・清算による撤退	92
	5 破産による撤退	93

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU

長島・大野・常松 法律事務所

長島・大野・常松法律事務所は、600名以上の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所です。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

2025年8月現在、当事務所は、東京、ニューヨーク、上海、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及びロンドンに拠点を構えています。また、東京オフィス内には、日本企業によるアジア地域への進出や業務展開を支援する「アジアプラクティスグループ (APG)」及び「中国プラクティスグループ (CPG)」が組織されています。当事務所は、国内外の拠点で執務する弁護士が緊密な連携を図り、更に現地の有力な法律事務所との提携及び協力関係も活かして、特定の国・地域に限定されない総合的なリーガルサービスを提供しています。

(*提携事務所)

www.noandt.com

◆東京オフィス

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
TEL: +81-3-6889-7000 FAX: +81-3-6889-8000

◆アジア地域の拠点

上海 (日本長島・大野・常松法律事務所駐上海代表処)
シンガポール (Nagashima Ohno & Tsunematsu Singapore LLP)
バンコク (Nagashima Ohno & Tsunematsu (Thailand) Co., Ltd.)
ホーチミン (Nagashima Ohno & Tsunematsu HCMC Branch)
ハノイ (Nagashima Ohno & Tsunematsu Hanoi Branch)
ジャカルタ (IM & Partners in association with Nagashima Ohno & Tsunematsu)

[連絡先]

宇野 総一郎	s_uno@noandt.com (東京オフィス)
森口 聡	satoshi_moriguchi@noandt.com (東京オフィス)
若江 悠	yu_wakae@noandt.com (上海オフィス)
徳地屋 圭治	keiji_tokujiya@noandt.com (上海オフィス)
川合 正倫	masanori_kawai@noandt.com (東京オフィス)
鹿 はせる	haseru_roku@noandt.com (東京オフィス)
万 鈞 劍	junjian_wan@noandt.com (東京オフィス)
王 雨 薇	yuwei_wang@noandt.com (東京オフィス)
艾 蘇	su_ai@noandt.com (東京オフィス)
李 紅	hong_li@noandt.com (上海オフィス)
莫 燕	yan_mo@noandt.com (上海オフィス)
鄧 瓊	qiong_deng@noandt.com (上海オフィス)
洪 厚 鑫	houxin_hong@noandt.com (上海オフィス)
李 辛 夷	xinyi_li@noandt.com (上海オフィス)

上海オフィスのご紹介

2014年11月に開設された上海オフィス (日本長島・大野・常松法律事務所駐上海代表処) は、北京駐在を含め豊富な中国実務の経験をもつ若江悠弁護士及び北京と台北の現地法律事務所での実務経験を有する徳地屋圭治弁護士が駐在しています。現地中国弁護士と協働しながら、移り変わりの早い中国現地の状況に基づいて、日本企業のニーズに応えたサービスを提供しています。



本ガイドは各位のご参考のために一般的な情報を記載したものであり、法的助言を構成するものではなく、個別具体的事案に関するものではありません。個別具体的事案に係る問題については、長島・大野・常松法律事務所の弁護士にご相談ください。

別段の記述のない限り、本ガイドの内容は2025年6月現在の情報です。

2012年9月 第1版発行
2025年9月 第14版発行

↓ 本ガイドのPDFデータをダウンロードできます

www.noandt.com/businesslawguides/

